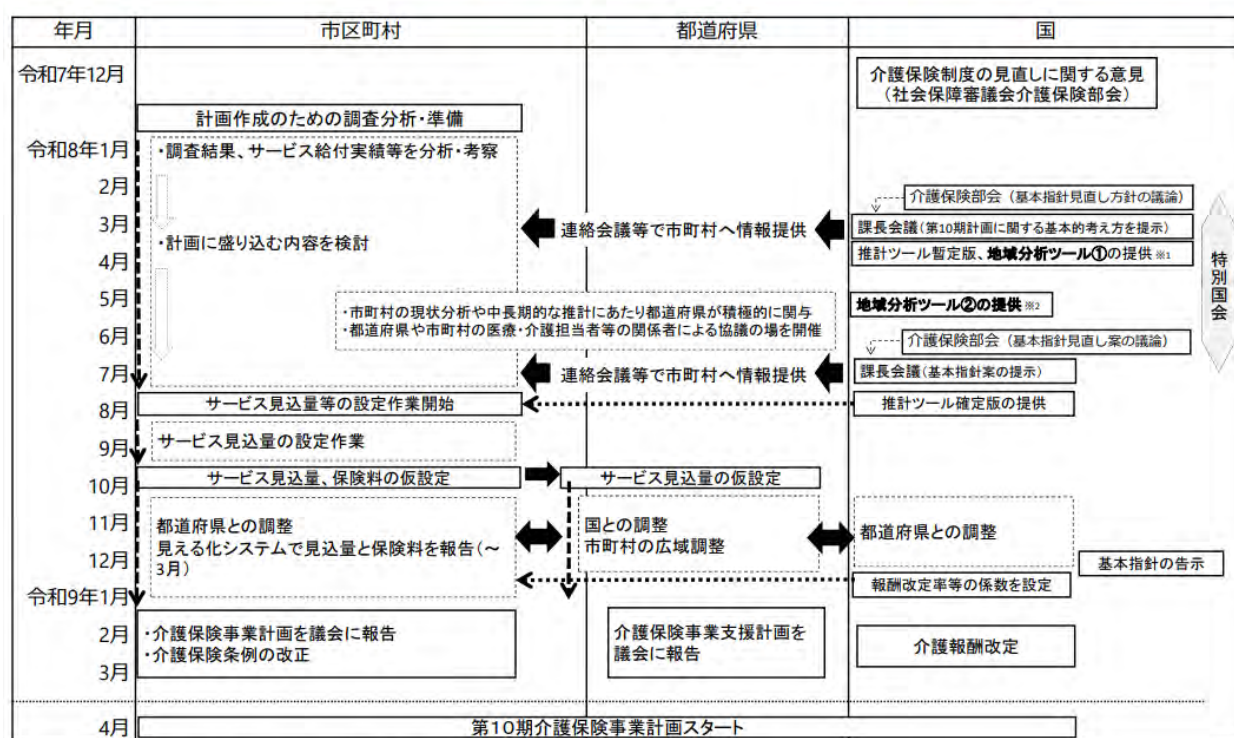


介護保険事業計画策定についての国の動向

1 国のスケジュール（令和8年3月9日時点）

- ・介護保険事業計画の基本指針（案）は、夏ごろに示される予定。現在、基本指針作成に向けて議論が進められています。
- ・また、保険料等の推計ツールについて、現時点では暫定版がリリースされていますが、夏ごろに確定版が示される予定となっています。

現段階における、第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール



※1 500mメッシュ別人口データ（年代別、2050年まで5年刻み）を地図上に表示する機能の追加。

※2 各市町村の「地域の概況」、「サービス提供体制」、「医療介護連携」に関連する主な指標を対全国比の偏差値として算出し、レーダーチャートで表示する機能の追加。

資料：厚生労働省 第134回社会保障審議会介護保険部会

2 第10期介護保険事業計画基本指針作成に向けた議論の状況について

【基本指針の検討にあたって考慮すべきと考えられる要素】

<介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月25日）関係>

- 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築
 - ・中山間・人口減少地域における柔軟な対応等
- 地域包括ケアシステムの深化
 - ・医療・介護連携の推進
 - ・有料老人ホームの事業運営の透明性確保、高齢者への住まい支援
 - ・介護予防の推進、総合事業の在り方
 - ・相談支援等の在り方
 - ・認知症施策の推進等
- 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援
 - ・総合的な介護人材確保対策
 - ・介護現場の職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援、協働化等の推進
- 多様なニーズに対応した介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保
 - ・2040年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方 等

<福祉部会「社会保障審議会福祉部会報告書」（令和7年12月18日）関係>

- 介護人材の確保・育成・定着 等

<「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号）関係>

- 入院医療だけではなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の課題解決を図る新たな地域医療構想の策定
- 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用（医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和7年12月4日参議院厚生労働委員会））
- 本指針を定めるに当たり、即するものとされている医療情報化推進方針の策定（改正後の介護保険法第116条）等

3 2040 年を見据えた介護保険事業（支援）計画の在り方 （第 134 回社会保障審議会介護保険部会より）

- 2040 年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第 10 期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040 年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第 9 期までの取組を前提に、第 10 期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

【介護保険制度の見直しに関する意見（令和 7 年 12 月 25 日）（抜粋）】

（中長期的な推計）

- 市町村が定めている中長期的な推計について、介護保険事業計画の記載事項として位置付けを明確化し、都道府県についても、2040 年に向けての中長期的な推計を介護保険事業支援計画の記載事項へ追加し、必要な情報提供や助言、協議の場の設置等により支援や調整を行っていくことが適当である。

（2040 年に向けた地域課題への対応）

- 2040 年に向けた中長期的な推計により、都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における 2040 年に向けたサービス提供の在り方について、中山間・人口減少地域対応や医療・介護連携、人材確保・生産性向上、高齢者住まいなど、明らかになった地域課題への対応の観点を含めて、都道府県・市町村及び関係者間で議論を行うことが必要である。

- このため、介護保険事業（支援）計画において、都道府県及び市町村が以下の内容について記載することが適当である。

- ・ 2040 年に向けての中長期的な推計
- ・ 中山間・人口減少地域対応として特例介護サービスの新たな類型や新たな事業の仕組み等の導入及び導入地域
- ・ 総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場において検討した医療・介護連携に係る提供体制の構築に必要な取組
- ・ 有料老人ホームにおける入居定員総数及び要介護者の入居状況
- ・ 市町村の総合事業の基盤整備を推進するため、都道府県が伴走的な支援や多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を推進すること
- ・ 人材確保や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等に係る地域の目標及びその達成に向けた方策

- その際、中長期の地域課題について、保険者である市町村単位で検討することを基本とした上で、都道府県も関与しながら市町村を越えた広域的な議論をする仕組みが必要であり、第 10 期介護保険事業計画期間から、都道府県と市町村が既存の介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの中で実効的なすり合わせを行うとともに、地域の状況に応じ順次、介護保険事業計画について老人福祉圏域単位等で調整・協議するための会議体を設置するなど、地域における 2040 年に向けたサービス提供の在り方について、本格的に議論するための体制を構築することが適当である。

【第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ】

○介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
- ・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

①総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

②頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

①都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

②テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

4 第10期計画策定に向けて

- ・第10期計画においては、これまで構築、深化・推進を図ってきた地域包括ケアシステムをベースとして、2040年に向けた中長期的な視点に立った計画づくり・施策検討が必要となります。また、現時点での国の資料に「都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要」とあることから、愛知県との連携もこれまでよりも一層重要になることが考えられます。
- ・3市1町で構成される本広域連合においては、広域連合全体での介護保険と、構成市町における高齢者福祉を一層連動させながら、地域ごとの変化に留意しつつ取組を推進させていくことが必要です。

●参考資料：第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ②在宅サービスの充実
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
 - ①地域共生社会の実現
 - ②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
 - ③保険者機能の強化
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上